

環境と暮らしを支える 森林・林業・山村再生運動

「森林組合活動21世紀ビジョン」2nd ステージ

平成17年11月

全国森林組合連合会



目 次

第1部 運動方針

I	はじめに－森林組合系統の存在価値をかけた	3
II	環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動	4
	2010年に向けた森林組合の活動宣言	4
	1. 組合員の協同で築く共同施業団地「施業共同化プロジェクト」	4
	2. 系統が一体となって取り組む国産材流通改革「国産材安定供給プロジェクト」	4
	3. 信頼され仕事を任せられる組織へ「経営革新プロジェクト」	5
III	運動期間と推進体制	5
	1. 運動期間	5
	2. 推進体制	5
	3. 目標と達成状況の公表	5

第2部 運動推進要領

I	プロジェクト内容	6
	1. 組合員の協同で築く共同施業団地「施業共同化プロジェクト」	6
	2. 系統が一体となって取り組む国産材流通改革「国産材安定供給プロジェクト」	7
	3. 信頼され仕事を任せられる組織へ「経営革新プロジェクト」	8
	4. 「施業共同化プロジェクト」と「国産材安定供給プロジェクト」のイメージ図	9
II	実行ツール	10
	1. 『都道府県運動方針・日標』・『実行計画』の策定と進捗管理	10
	2. 運動推進スケジュール	15
	3. テーマごとの運動推進体制	16

第3部 参考資料

I	参考データ	17
	1. 人工林資源と林業の動向	17
	2. 過去5年間の森林組合活動の動向	17
	3. 「森林組合活動21世紀ビジョン」全国運動の活動実績	18
	4. 「森林組合改革プラン」の成果と課題	18
II	森林組合をめぐる社会的要請	19
III	新運動方針案の検討経過	20

第1部 運動方針

I はじめに—森林組合系統の存在価値をかけて

2005年2月の京都議定書の発効を受け、政府が4月に閣議決定した『京都議定書目標達成計画』では、森林経営による獲得吸収量上限値3.9%の確保について、現状程度の森林整備、木材利用量で推移した場合、確保できる吸収量が基準年総排出量比3.9%を大幅に下回ると見込まれることから、“森林経営による獲得吸収量の上限值を確保するためには、森林整備等を一層推進し、横断的施策の検討も含め政府一体となった取り組み、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業の事業者、国民等各主体の協力と多大な努力が必要”としている。

我が国の森林面積の4割を占める人工林の蓄積は、1990年から2002年にかけて15億9,283万 m^3 から23億3,064万 m^3 と増加しており、齢級の中心が7～9齢級と移行し480万haを占め成熟期を迎えている。しかしながら、素材生産量は2,930万 m^3 から1,509万 m^3 へ半数に落ち込み、用材自給率も26.4%から18.2%へ減退している。

このため、我が国の民有林面積の7割を包括し、全国的に組織された森林組合系統が連帯し総力を挙げて、適正な森林整備活動の面的な拡大とともに効率的な林産活動を展開して木材の安定供給を実現していくことが求められている。

私たち森林組合系統は、1999年（平成11年）に『森林組合活動21世紀ビジョン』を制定し、森林管理体制の確立、国産材の復権、広域合併の推進と未来志向型組合への脱皮、をテーマに全国運動に取り組んできた。2002年（平成14年）には、同ビジョンの理念と目標を確かなものにするため、組織・事業・系統それぞれについて具体的な課題と取り組みを検討・整理した『森林組合改革プラン』を策定し、系統それぞれの段階で改革を進めている。

『森林組合活動21世紀ビジョン』のセカンドステージとなる『環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動』（2006～2010年）では、『森林組合改革プラン』の実行上の課題を引き継ぎながら、喫緊の課題である「森林管理体制」、「国産材安定供給」、「経営革新」の3テーマについて、これまでの改革の成果も踏まえて全系統組織あげて取り組み、国産材の生産と安定供給体制を一挙に確立し、組合員の期待に応え得る森林組合系統の組織・事業体制へと改革を進める。

森林組合系統の存在価値が問われているという認識のもと、先の通常国会で成立した森林組合法の一部を改正する法律の改正主旨も踏まえ、今日的な社会的要請に応じて積極的に社会貢献を果たし、森林組合本来の協同・連帯の力を引き出すために宣言を示し、3つの具体的な計画の達成に向けて全国運動を展開する。

II

環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動

第1部

運動方針

2010年に向けた森林組合の活動宣言

日本の森林を協同の力で育て守り続け、森林環境保全と林業再生を通じて、地球温暖化防止へ貢献するとともに、安全な環境と良質の木材を国民へ提供しながら、健康で安心、豊かな“住生活”を支えます。また、森林所有者の立場から広く国民一般に対して、森林の大切さ国産材の良さを伝えます。

(地域森林管理体制の構築)

1. 組合員の協同で築く共同施業団地「施業共同化プロジェクト」

適正な森林整備活動を主体的に展開し組合員による事業利用の拡大に取り組み、後世に価値ある森林資源を残します。

- 組合員の山林現況を把握し永続的に地域森林の情報をデータベースに集積します。
- 組合員に対して経費負担を抑えた施業提案を行い、組合員の林業経営意欲を高め、森林施業・経営を集約し林業経営を持続します。
- 間伐・素材生産を効率化し生産性を高めるための新たな作業システムを導入します。
- 森林資源の成熟化に対応して適正な利用間伐、主伐を進め木材を安定供給します。
- 森林認証の取得や都市からの新しい山林オーナーを募集します。

(国産材安定供給体制の構築)

2. 系統が一体となって取り組む国産材流通改革

「国産材安定供給プロジェクト」

ユーザーの声を聞き、ニーズに適応した良質の木材を効率的に安定供給し、健康で安心、豊かな“住生活”を支えます。

- ユーザーのニーズに応え、生産現場からユーザーまで直結する新たな共販システムを構築するため、系統販売戦略会議を設置し木材供給窓口を一本化します。
- 製材・プレカット工場や設計事務所、工務店等と連携し地域の住宅市場を開拓します。
- 連合会が系統材ロットを集約し大規模製材工場等に安定した木材供給を行います。
- 品質・価格の明示などユーザーが安心して使える市場づくりへ流通改革を進めます。
- 森林認証、ウッドマイルズ、生産履歴管理システム等を導入し産地表示を行います。

(経営革新と信頼)

3. 信頼され仕事を任せられる組織へ「経営革新プロジェクト」

地域から信頼され仕事を任せられるために経営革新と情報発信を行い、自主・自立の協同組合として地域社会の森林管理主体を担います。

- 経営基盤の強化に向けて組織の再編、機能の拡充のため合併推進・中核組合認定に取り組みます。
- 経営体制の刷新と事務標準化、監査機能強化を図り組合員への透明性を確保します。
- 目標管理の徹底により業務改善とコスト削減を図り適切なサービスを提供します。
- 作業班体制長期計画を作成するとともに、基幹作業班員の育成・確保に取り組み、新規就業者の技術向上とキャリアデザインを支援します。
- 広く国民一般に対して森林の大切さ国産材の良さを伝えます。

III 運動期間と推進体制

1. 運動期間

2006（平成18）年度から2010（平成22）年度までの5年間とする。

2. 推進体制

○運動推進本部（実行組織）

森林組合、都道府県森連、全森連の各組織内に「運動推進本部」を設置し、実行計画の策定、実行、進捗管理を行う。

○運動推進委員会（推進支援組織）

都道府県段階、全国段階に「運動推進委員会」を設置し、目標設定、計画の進捗管理、推進支援を行う。

3. 目標と達成状況の公表

都道府県段階の「都道府県運動推進委員会」で数値目標の設定と達成状況の取りまとめを行い、「全国運動推進委員会」において全国集約し公表する。

第2部 運動推進要領

I プロジェクト内容

(地域森林管理体制の構築)

1. 組合員の協同で築く共同施業団地「施業共同化プロジェクト」

適正な森林整備活動を主体的に展開し組合員による事業利用の拡大に取り組み、後世に価値ある森林資源を残します。

○組合員の山林現況を把握し永続的に地域森林の情報をデータベースに集積します。

組合員の山林現況を一筆毎に調査し、森林管理巡視員の設置や、地域活動支援交付金制度事業、地籍調査事業等を活用しながら組合員の山林台帳を整備して、GIS・GPSを導入しデータベースを構築する。

○組合員に対して経費負担を抑えた施業提案を行い、組合員の林業経営意欲を高め、森林施業・経営を集約し林業経営を持続します。

データベースを活用し概算見積書等を作成して、地区座談会等で組合員に働きかけを行い、施業実施の喚起を促し森林施業の共同化・集約化と長期施業を受託する。

○間伐・素材生産を効率化し生産性を高めるための新たな作業システムを導入します。

高性能林業機械の導入、作業路網の開設などのインフラを整備し、林業就業者の養成による技術向上に向けて新たな作業システムの導入を図り、生産改善を実現しながら林産活動を効率化する。

○森林資源の成熟化に対応して適正な利用間伐、主伐を進め木材を安定供給します。

データベースを活用して計画的な施業と林業生産を行い、高性能林業機械を活用した列状間伐等の実施により利用間伐を推進する。

○森林認証の取得や都市からの新しい山林オーナーを募集します。

森林管理水準を高めるため森林認証を取得し、ふるさと森林会議、インターネット等を活用して不在村森林所有者の山林管理や新たな森林所有者の募集活動に取り組む。

<全国目標数値の設定>

○長期施業受託契約（団地数・面積・所有者数）・経営管理受託契約（所有者数・面積）

○林産事業の素材生産量（主伐・利用間伐材積）

(国産材安定供給体制の構築)

2. 系統が一体となって取り組む国産材流通改革

「国産材安定供給プロジェクト」

ユーザーの声を聞き、ニーズに適應した良質の木材を効率的に安定供給し、健康で安心、豊かな“住生活”を支えます。

- ユーザーのニーズに応え、生産現場からユーザーまで直結する新たな共販システムを構築するため、系統販売戦略会議を設置し木材供給窓口を一本化します。

各都道府県森林組合連合会内に系統販売戦略会議を設置し、ユーザーのニーズを把握しながら受注を安定化し、木材流通の効率化・合理化に向けて直送ルートの開発、計画的な木材生産と供給を行うための体制を整備する。

- 製材・プレカット工場や設計事務所、工務店等と連携し地域の住宅市場を開拓します。

地域の製材業者、プレカット工場との連携、伝統的な木造建築技術にもとづく家づくりを担う設計事務所、大工・工務店、NPO等および木質バイオマス事業者等とのネットワークを形成し、地場の木材供給先の確保へ取り組む。

- 連合会が系統材ロットを集約し大規模製材工場等に安定した木材供給を行います。

都道府県森林組合連合会が都道府県域での木材生産の集約化を図り、系統材を安定供給し、価格形成のイニシアティブを発揮して交渉力を強化する。

- 品質・価格の明示などユーザーが安心して使える市場づくりへ流通改革を進めます。

木連・木協等の木材業関係団体との連携を図りながら、ユーザーのニーズに適應した適正な品質・価格を確保する。また、都道府県森林組合連合会の原木共販所、製材加工所の再配置・統廃合を進め経営改善を図りインターネット共販事業等を活用して効率的な運営とユーザーへの情報提供を促進する。

- 森林認証、ウッドマイルズ、生産履歴管理システム等を導入し産地表示を行います。

原産地表示、安全表示、環境表示の義務化の進展に伴い、国民の住生活の健康・安全について見える形で確保するために適正な生産管理に向けて、認証の承認を受け木材ラベリングを行う。

<全国目標数値の設定>

- 系統販売戦略会議を通じた系統木材供給量（地域市場向け・大市場向け）

(経営革新と信頼)

3. 信頼され仕事を任せられる組織へ「経営革新プロジェクト」

地域から信頼され仕事を任せられるために経営革新と情報発信を行い、自主・自立の協同組合として地域社会の森林管理主体を担います。

○経営基盤の強化に向けて組織の再編、機能の拡充のため合併推進・中核組合認定に取り組みます。

会員の負託に応え得るために連合会機能の再編、地域の実情に応じて1県1組合への移行を視野に入れた広域合併を推進し、中核組合の認定を受ける。

○経営体制の刷新と事務標準化、監査機能強化を図り組合員への透明性を確保します。

組合事務の標準化を図り組合員への情報開示により信頼性を高め、常勤役職員の設置、役員定年制の導入、女性理事・員外理事・職員理事・専門家監事の登用等により経営管理体制を拡充する。

○目標管理の徹底により業務改善とコスト削減を図り適切なサービスを提供します。

PDCAサイクル、人事評価制度等の新たな管理手法の導入による業務改善とコスト削減を図り、定期会議の開催等による情報の共有化によって適切なサービスを提供する。

○作業班体制長期計画を作成するとともに、基幹作業班員の育成・確保に取り組み、新規就業者の技術向上とキャリアデザインを支援します。

地域外からの多様な技能を持つ林業就業者等を幅広く確保し、林業就業者の技術継承と定着化に向けて、組合業務への参画を促進させ、将来のキャリアデザインを支援し、さらには系統の林業技術資格制度の創設を検討する。

○広く国民一般に対して森林の大切さ国産材の良さを伝えます。

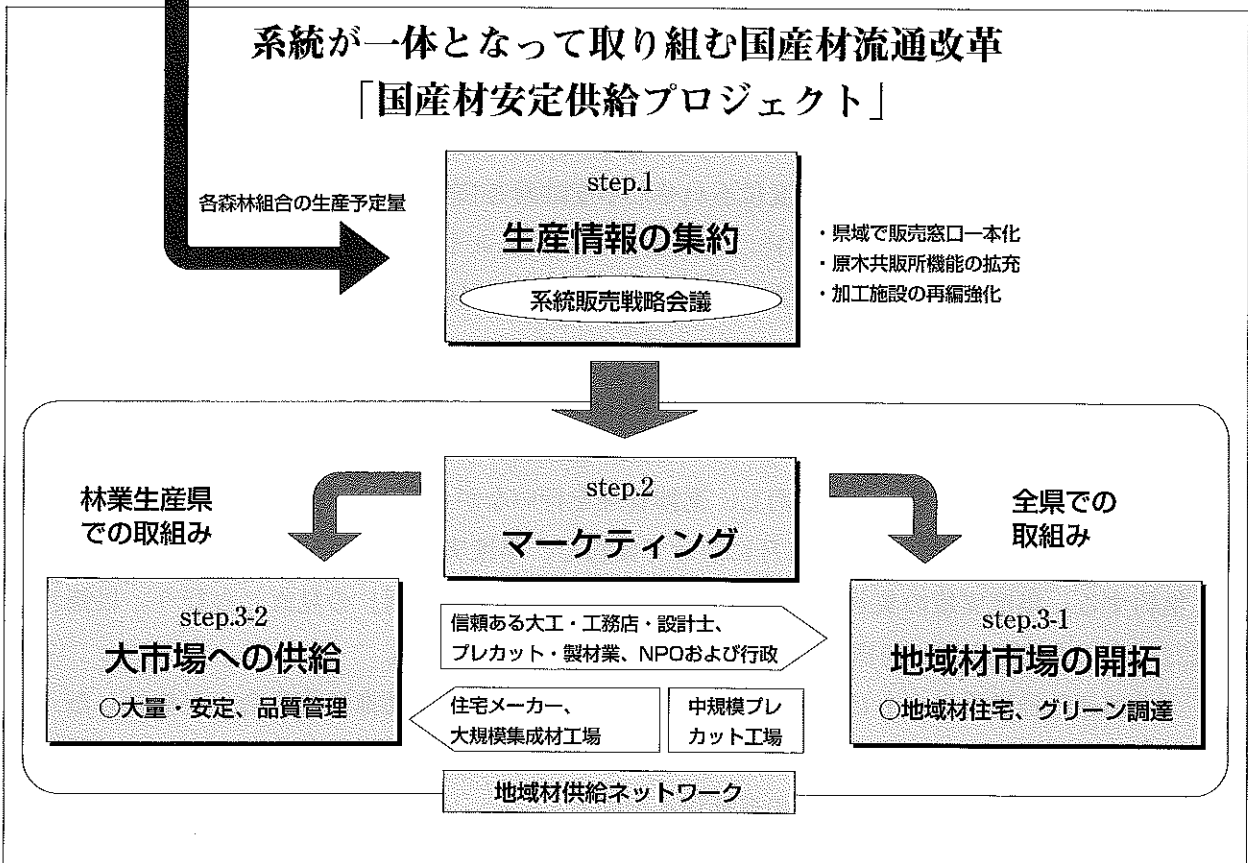
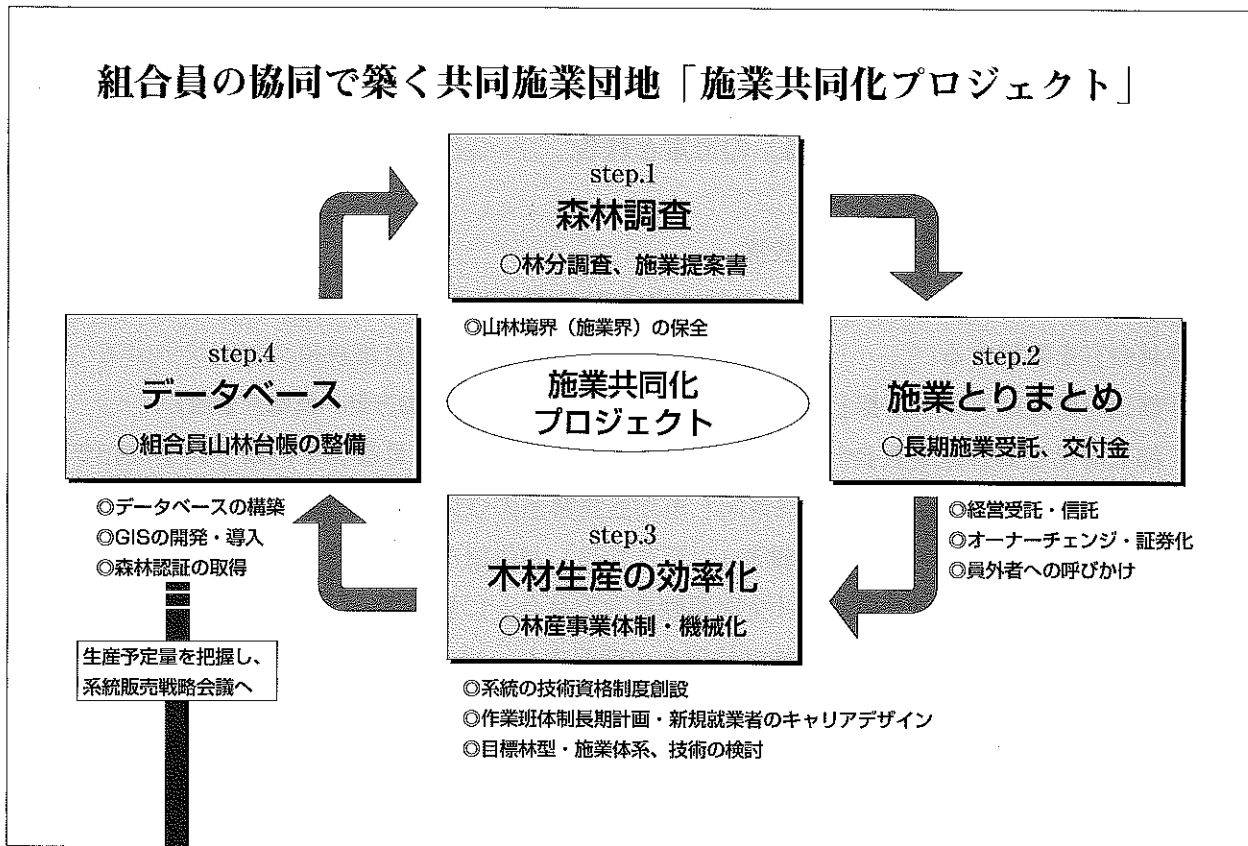
一般国民や消費者に対して積極的な国産材活用に向けた普及啓発活動として、キャンペーン運動、森林環境教育活動、系統C I運動に取り組む。

<全国目標数値の設定>

- 森林組合数・合併数、中核森林組合数
- 員外役員（専門職）登用数、女性理事登用数、役員定年制導入組合数
- 資格取得職員数

4. 「施業共同化プロジェクト」と「国産材安定供給プロジェクト」

のイメージ図



Ⅱ 実行ツール

第2部

運動推進要領

1. 『都道府県運動方針・目標』・『実行計画』の策定と進捗管理

(1) 『都道府県運動方針・目標』の策定と報告

① 「都道府県運動推進委員会」の設置

森林組合、連合会、都道府県庁、農林中央金庫支店・事務所等で構成する「都道府県運動推進委員会」を設置する。

② 『都道府県運動方針・目標』の策定【<様式1>『都道府県運動方針・目標』参照】

「都道府県運動推進委員会」において、『都道府県運動方針・目標』を協議し、平成18年3月末までに策定する。

③ 『都道府県運動方針・目標』の報告

「都道府県運動推進委員会」は「全国運動推進委員会」に対して、『都道府県運動方針・目標』について、平成18年1月末時点の検討状況を中間報告し、平成18年3月末時点に本報告する。

④ 目標数値の公表

『都道府県運動方針・目標』の目標数値については全国集約し公表する。

(2) 『実行計画』の策定と進捗管理

① 『実行計画』の策定【<様式2>『実行計画』参照】

各森林組合、連合会において『実行計画』を平成18年3月末までに策定する。なお、『実行計画』については、各県毎に決算年度にあわせた年度計画として設定しても良い。

② 『実行計画』の集約・報告

森林組合、連合会が策定した『実行計画』は、「都道府県運動推進委員会」で集約し、「全国運動推進委員会」へ報告する。

③ 『実行計画』の進捗管理

「都道府県運動推進委員会」において、平成18年4月から、森林組合、連合会の『実行計画』を定期的に（中間・年度実績）集約し、進捗管理を行いながら推進策・支援策の協議を図る。

中間実績は平成18年10月から11月にかけて集約し、年度実績は平成19年3月から4月にかけて集約する。年度実績の集約の際には、必要に応じて『実行計画』の見直しも行う。以降、平成22年度末まで年度毎に同様の手順で年間2回の進捗管理を図る。

「全国運動推進委員会」は、平成18年4月より「都道府県運動推進委員会」が集約した『実行計画』の定期毎の報告（中間・年度実績）を受けて全国集約し、進捗管理を行う。以降、平成22年度末まで年度毎に年間2回の進捗管理を図る。

<様式1> 『都道府県運動方針・目標』

〔表紙〕

タイトル：『〇〇県運動方針・目標』

策定者： 〇〇県運動推進委員会・〇〇県森林組合連合会

〔目次〕

- I. はじめに－森林組合系統の存在価値をかけて
- II. 2010年に向けた森林組合の活動宣言
- III. 〇〇県「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」方針
 - 1. 組合員の協同で築く共同施業団地「施業共同化プロジェクト」
 - 2. 系統が一体となって取り組む国産材流通改革「国産材安定供給プロジェクト」
 - 3. 信頼され仕事を任せられる組織へ「経営革新プロジェクト」
- IV. 目標数値の設定
 - 1. 施業共同化プロジェクト
 - 2. 国産材安定供給プロジェクト
 - 3. 経営革新プロジェクト
- V. 運動期間と推進体制
 - 1. 運動期間
 - 2. 推進体制
 - 3. 目標と達成状況の公表

※『都道府県運動方針・目標』を策定するに当たり、上記〔目次〕のアンダーラインの箇所は、全国運動方針で定められたタイトル・内容を変更せずに引用する。アンダーラインのない箇所は、全国運動方針のタイトルのみ変更せずに、内容について都道府県版のものを策定する。

＜様式2＞『実行計画』

〔表紙〕

タイトル：『〇〇森林組合実行計画書（〇〇県森林組合連合会実行計画書）』

策定者： 〇〇森林組合運動推進本部（〇〇県森林組合連合会運動推進本部）

〔目次〕

I. 実行の重点課題

1. 施業共同化プロジェクト
2. 国産材安定供給プロジェクト
3. 経営革新プロジェクト

II. 実行計画書

〇〇森林組合実行計画書 <様式3>

（〇〇県森林組合連合会実行計画書） <様式4>

＜様式3＞環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動「実行計画書」（森林組合）

森林組合

現状と課題	各年度別計画内容					現状および2010(H22)年度数値目標
	2005(H17)年度	2006(H18)年度	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	
1. 地域森林管理体制の構築 ○施業集約化プロジェクト参画 ○森林調査 ○施業とりまとめ ○木材生産の効率化 ○データベース構築 ○森林認証取得						●長期施業受託契約 <団地数> H17〇〇団地 → H22〇〇団地 <面積> H17〇〇ha → H22〇〇ha <所有者数> H17〇〇人 → H22〇〇人 ●経営管理受託契約 <所有者数> H17〇〇人 → H22〇〇人 <面積> H17〇〇ha → H22〇〇ha ●林産事業の素材生産量 <主伐> H17〇〇m³ → H22〇〇m³ <利用間伐材積> H17〇〇m³ → H22〇〇m³
2. 国産材安定供給体制の構築 ○系統販売戦略会議参画 ○地域材市場の開拓 ○大市場への供給						●系統販売戦略会議を通じた系統木材供給量 <地域市場向け> H17〇〇m³ → H22〇〇m³ <大市場向け> H17〇〇m³ → H22〇〇m³
3. 経営革新と信頼 ○経営体制強化・広報プロジェクト参画 ○経営基盤強化(広域合併推進、中核組合認定) ○経営体制刷新・透明性確保 ○人材育成・目標管理徹底 ○理念の共有と市民へのPR ○系統技術資格の取得						●森林組合合併 <合併> H17〇〇 → H22〇〇 ●中核森林組合数 <中核組合> H17〇〇 → H22〇〇 ●経営革新 <員外役員(専門職)登用数> H17〇〇人 → H22〇〇人 <女性理事登用数> H17〇〇人 → H22〇〇人 <役員定年制導入組合数> H17〇〇 → H22〇〇 ●資格取得職員数 <資格名称・取得人数> H17〇〇・〇〇人 → H22〇〇・〇〇人

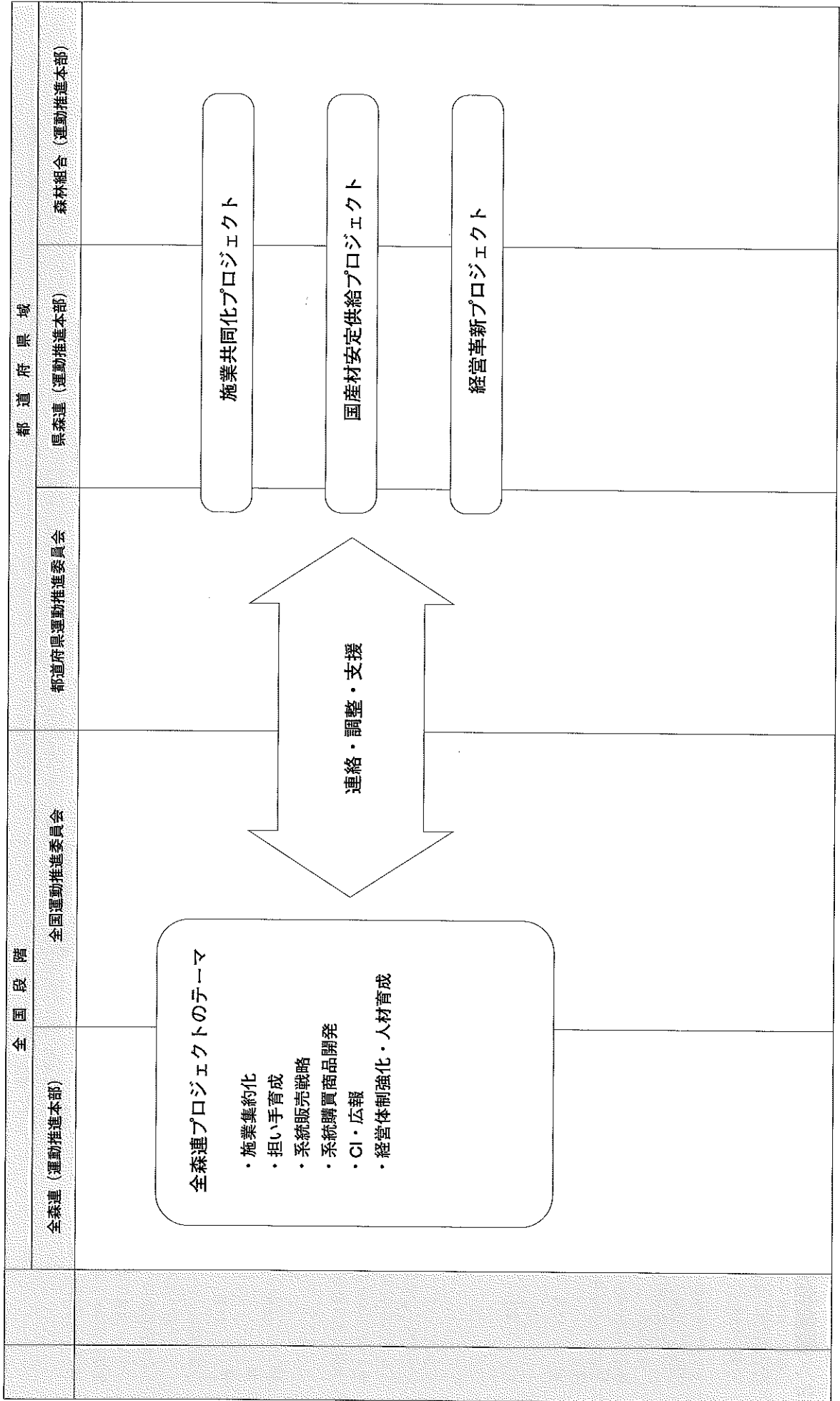
<様式4> 環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動『実行計画書』（森林組合連合会）

	各年度別計画内容							現状および2010(H22)年度数値目標
	現状と課題 2005(H17)年度	2006(H18)年度	2007(H19)年度	2008(H20)年度	2009(H21)年度	2010(H22)年度		
1. 地域森林管理体制の構築 ● 施業集約化プロジェクト設置 ○ マニュアル作成・標準化 ○ 視察研修実施 ○ GIS導入指導 ○ 森林認証コンサル								● 長期施業受託契約 <団地数> H17〇〇団地 → H22〇〇団地 <面積> H17〇〇ha → H22〇〇ha <所有者数> H17〇〇人 → H22〇〇人 ● 経営管理受託契約 <所有者数> H17〇〇人 → H22〇〇人 <面積> H17〇〇ha → H22〇〇ha ● 林産事業の素材生産量 <主伐> H17〇〇m³ → H22〇〇m³ <利用間伐材積> H17〇〇m³ → H22〇〇m³
2. 固産材安定供給体制の構築 ● 系統販売戦略会議設置 ○ 地域材市場の開拓 ○ 大市場への供給								● 系統販売戦略会議を通じた系統木材供給量 <地域市場向け> H17〇〇m³ → H22〇〇m³ <大市場向け> H17〇〇m³ → H22〇〇m³
3. 経営革新と信頼 ● 経営体制強化・広報プロジェクト設置 ○ 経営基盤強化（広域合併推進、中核組合認定の支援） ○ 経営体制刷新・透明性確保 ○ 人材育成・目標管理徹底 ○ 理念の共有と市民へのPR ○ 系統技術資格研修								● 森林組合合併 <合併> H17〇〇 → H22〇〇 ● 中核森林組合認定 <中核組合認定> H17〇〇 → H22〇〇 ● 経営革新 <員外役員（専門職）登用数> H17〇〇人 → H22〇〇人 <女性理事登用数> H17〇〇人 → H22〇〇人 <役員定年制導入> H17〇〇 → H22〇〇 ● 資格取得職員数 <資格名称・取得人数> H17〇〇・〇〇人 → H22〇〇・〇〇人

2. 運動推進スケジュール

年度	月	全国段階		都道府県段階	
		全森連 (運動推進本部)	全国運動推進委員会	都道府県運動推進委員会	県森連 (運動推進本部)
	11月18日		全国森林組合大会 新運動方針決議		
17年度	11月 ～ 3月	実行計画の検討・策定 (3月までに理事会決定)	1月末中間集約	←1月末中間報告	協議・検討 (都道府県方針・目標設定)
					県森連実行計画策定 (3月までに理事会決定)
18年度	4月 ～	取り組み開始 (目標管理) ↓	実行計画の集約 目標の公表	← 実行計画集約・報告 推進策・支援策の協議、実施	取り組み開始 (目標管理) ↓
			実績集約・評価 フィードバック→	← 中間実績集約・評価 報告 フィードバック→	← 中間実績評価・報告
		年度実績評価 実行計画の見直し 報告→	年度実績集約・評価 フィードバック→ 成果・目標の公表	← 報告 フィードバック→	← 年度実績評価・報告 実行計画の見直し
				以降、最終年度まで繰り返す。	

3. テーマごとの運動推進体制



第3部 参考資料

I 参考データ

1. 人工林資源と林業の動向

区 分	1990年	2002年
人工林面積	1,029万ha	1,032万ha
人工林蓄積	15億9,283万m ³	23億3,064万m ³
人工林主要齢級・面積（1～3位）	5～7 齢級・485万ha	7～9 齢級・480万ha
素材生産量	2,930万m ³	1,509万m ³
用材自給率	26.4%	18.2%

資料：「森林・林業統計要覧 時系列版2005」

2. 過去5年間の森林組合活動の動向

区 分	1999（平成11）年度	2003（平成15）年度
森林組合数	1,254組合	970組合
組合員数	168万人	164万人
総事業取扱高（利用部門）	3,538億円（2,057億円）	3,011億円（1,841億円）
保育面積数	55万ha	47万ha
素材生産量	281万m ³	251万m ³
作業班員数（新規採用者数）	3万680人（1,576人）	2万5,801人（2,412人）
事業利益	69億6,720万円	69億5,540万円
事業管理費	662億8,721万円	583億1,622万円
森連木材市売事業実施市場数	35府県森連104市場	34府県森連96市場
差引利益マイナス森連市場数	47市場	37市場
森連木材市売事業総素材取扱量	243万m ³	215万m ³

資料：「森林組合統計（各年度版）」、「府県森連木材市売事業の状況（各年度版）」

○1999年度から2003年度の過去5年間で、総事業取扱高が3,538億円から3,011億円へと縮減する中で、事業利益は69億6,720万円から69億5,540万円と横ばいを続けており、事業管理費を662億8,721万円から583億1,622万円へ圧縮させながら組織を存続させているという厳しい経営環境が続いている。

○森林組合連合会で実施している木材市売事業活動は、1999年度から2003年度にかけての過去5年間で、35府県森林組合連合会の104市場から34府県森林組合連合会の96市場へ統廃合され、経

営収支は差引利益でマイナス計上した市場数が47市場から37市場と減少している。しかし、総素材取扱量は243万m³から215万m³へと縮減し、素材取扱量が年間3万m³を超える市場数は29市場から27市場と微減していることから、今後も木材市売事業の再編強化が必要とされる。

3. 「森林組合活動21世紀ビジョン」全国運動の活動実績

区 分	1999 (平成11) 年度	2003 (平成15) 年度
森林管理巡視員数	464人 [2000 (平成12) 年度]	570人
除間伐面積数	22万ha	25万ha
利用間伐面積数・材積数	3万2,318ha・132万m ³	3万1,282ha・133万m ³
森林共済加入面積数 (共済・国営)	16万ha	14万ha
森林組合数 (600組合体制)	1,254組合	970組合

資料：「森林組合統計 (各年度版)」

- 森林管理巡視員は一定の増加が得られたが、増加する不在村森林所有者、組合員の世代交代による山林境界の管理と山地防災等に向けて設置数を高める必要がある。
- 除間伐面積は若干増加したが人工林資源の成熟化にともなって、今後はより実施面積を面的に拡大していく必要がある。
- 利用間伐は面積・材積ともに横ばいで推移していることから、今後は林産活動の効率化を図り間伐材の生産性を高め、供給量を増やし安定供給を目指していく必要がある。
- 森林共済加入面積数は加入率が低下していることから、森林所有者の災害補償の充実に当たり、今後も加入を促進する必要がある。
- 平成13年度末600組合の達成は実現せず経営基盤強化の課題が残されたため、今後は広域合併の推進とあわせて、中核組合認定の取得を推進する必要がある。

4. 「森林組合改革プラン」の成果と課題

成 果	課 題
○総収益は減少傾向にあるが、事業管理費の圧縮等の経営改善により、平成15年度には当期剰余が増加し、利益を生み出せる体質への改善へ一定程度進展した。	○収益性については改善傾向にあるものの利益率は低迷しており、今後は慎重に経営を舵取りし、収益確保に取り組むことが必要とされる。
○都道府県によっては改革への取り組みが進展し改革意識が醸成された。	○組織改革、事業改革、系統組織力の発揮とも取り組み途中の段階である。
○中核組合の認定が進み、研修受講や資格・免許取得が活発化した。	○事業量確保と雇用力維持による経営の安定化、および経営改善と経営体制の強化。
○系統内・行政・系統金融機関等との連携が強化され、問題所在の明確化と共有化が一定程度なされた。	○補助金利用に当たる透明性・信頼性確保と森林組合の存在意義の発揮。

○地球温暖化防止対策（京都議定書）に向けた適正な森林整備活動

2005年2月の京都議定書の発効を受け、政府が4月に閣議決定した『京都議定書目標達成計画』では、森林経営による獲得吸収量上限値3.9%の確保について、現状程度の森林整備、木材利用量で推移した場合、確保できる吸収量が基準年総排出量比3.9%を大幅に下回ると見込まれることから、“森林経営による獲得吸収量の上限值を確保するためには、森林整備等を一層推進し、横断的施策の検討も含め政府一体となった取り組み、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業の事業者、国民等各主体の協力と多大な努力が必要”としている。

○違法伐採木材の流通・貿易からの排除と合法伐採木材の確認・供給

2005年7月に開幕したG8サミット（英国グレンイーグルス）において、違法伐採対策に取り組むことが合意され、日本政府が「日本政府の気候変動イニシアティブ」を公表し、政府調達による違法伐採材排除などに踏み出す方針を内外に示した。

○健康で安全な住文化の実現と国産無垢材等の利用

改正建築基準法が2004年7月に施行し、シックハウス対策により建材等に用いられる化学物質の規制強化される一方で、安心して安全な調湿作用の優れた国産無垢材を積極的に活用した住宅建築活動が活発化している。

○循環型社会の構築に向けたバイオマス利用等への寄与

2002年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、地球温暖化防止、循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業、農山漁村の活性化のために、バイオマス資源の利活用を促進する必要があると規定され、2010年を目処とする具体的な目標が掲げられた。

○林業就業者の定住化による林業技術力の継承と過疎化対策

2002年度から実施されている緑の雇用事業にもとづいて、各地の林業事業者が林業への新規就業希望者の技能・技術習得のバックアップを行っている。林業就業者が高齢化・減少する中で、新たな担い手と過疎地における定住者として緑の雇用事業研修生が期待されている。

○林業体験ツアー・森林環境教育活動の実施、ふるさと回帰運動との連携

都市と山村との交流活動・森林環境教育活動、ふるさと回帰運動の高揚などにもとづく、下流域市民による環境問題・農山村生活等への高まりから、森林・林業・農山村の体験活動が促進され、上下流間が連携した森林整備活動や都市部住民の農山村定住が求められている。

○コンプライアンス（法令遵守）、CSR（企業の社会的責任）の実現

金融改革によって国際会計基準が導入され企業経営の透明化が促進し、企業活動の経済的実態が広く公開される傾向にあり、コンプライアンス（法令遵守）、CSR（企業の社会的責任）が必要とされている。

Ⅲ

新運動方針案の検討経過

平成17年

- | | |
|------------|---|
| 6月8日 | 全森連理事会 [検討方針の決定] |
| 6月17日 | 第7回全国森林組合改革推進委員会 [検討スケジュール・骨子検討] |
| 7月15日 | 第1回森林組合系統運動方針案作成専門部会 [運動方針骨子検討] |
| 8月3日 | 都道府県森連指導部長級会議 [運動方針骨子検討] |
| 8月10日～11日 | 第2回森林組合系統運動方針案作成専門部会 [運動方針骨子検討] |
| 8月31日～9月1日 | 森林組合ビジョンフォーラム21 平成17年度 全国交流集会 |
| 9月15日 | 第8回全国森林組合改革推進委員会・第3回森林組合系統運動方針案作成専門部会 [系統討議案のとりまとめ] |
| 9月21日 | 全森連理事会 [系統討議案の決定] |
| 9月28日 | 組織討議の開始 |
| 10月4日 | 森連代表者会議 [系統討議案の報告・討議] |
| 10月26日 | 各都道府県での組織討議のとりまとめ、全森連へ報告 |
| 11月2日 | 第9回全国森林組合改革推進委員会 [運動方針案の会長答申] |
| 11月8日 | 全森連理事会 [運動方針案の決定] |
| 11月18日 | 全国森林組合大会 [運動方針の決議] |

